

## 「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度要綱

### (目的)

第1条 仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場づくりに取り組む中小企業等を知事が認証し、広く紹介することにより、企業の自主的な取組の促進を図り、次世代育成支援対策の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、中小企業等とは、常時雇用する労働者の数が100人以下で、県内に本社又は主たる事務所があり、県内において事業活動を行う企業、個人、法人及び団体をいう(国及び地方公共団体を除く)。

### (申請)

第3条 認証を受けようとする中小企業等(以下「申請者」という。)は、「いわて子育てにやさしい企業等」認証申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、広域振興局等を経由して知事に申請するものとする。

### (認証基準)

第4条 知事は、申請者のうち、次の要件を全て満たす中小企業等を「いわて子育てにやさしい企業等」(以下「認証企業等」という。)として認証するものとする。

- (1) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第4項に基づく「一般事業主行動計画」(以下「計画」という。)を策定し、都道府県労働局に届け出ていること。
- (2) 次の項目のうち、1項目以上の取組を行っていること。
  - ア 育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度
  - イ 育児・介護休業法の規定を上回る看護休暇制度
  - ウ 育児・介護休業法の規定を上回る勤務時間の短縮等の措置  
短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、  
所定外労働をさせない制度、託児施設の設置運営、職場等における搾乳や授乳のための環境  
の整備その他これに準ずる便宜の供与
  - エ 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度
  - オ 所定外労働の削減のための措置
  - カ 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - キ 従業員が望む妊娠・出産を実現するための休暇制度等の措置(不妊治療等)
- (3) 育児・介護休業法に沿った育児休業制度及び(2)で取組を行っている項目について、就業規則又は労働協約に規定していること。
- (4) 次の項目のいずれかに取り組んでいること。
  - ア 中小企業等の代表者が計画の内容等を積極的に推進していくことを「応援宣言」として従業員に対して宣言していること。
  - イ 働きやすい職場環境の整備のため、「企業内子育て支援推進員」を配置していること。

### (審査)

第5条 知事は、申請書の内容等が前条の認証基準に該当するかどうかを審査するものとする。

#### (認証)

- 第6条 知事は、申請者が認証基準を満たすと認めた場合は、当該申請者を認証するものとする。また、申請者にその旨を通知して「いわて子育てにやさしい企業等」認証書(様式第2号)(以下「認証書」という。)を交付するものとする。
- 2 認証の有効期間は、認証の日から起算して3年間とし、引き続き認証を受けようとする中小企業等は、改めて申請するものとする。
  - 3 認証企業等は、別に定めるマークを名刺や印刷物などに刷り込んで使用することができるものとする。

#### (取組状況の調査)

第7条 知事は、必要に応じて、認証企業等における取組状況を調査することができるものとする。

#### (広報)

第8条 知事は、認証企業等の名称及び取組内容などの認証の概要について、ホームページ等により広く県民に周知を図るものとする。

#### (変更の届出)

第9条 認証企業等は、申請内容に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、「いわて子育てにやさしい企業等」認証変更届出書(様式第3号)により、知事に届けなければならない。

#### (認証の辞退)

第10条 認証企業等は、認証基準を満たさなくなったとき又は認証継続の意思を失ったときは、速やかに「いわて子育てにやさしい企業等」認証辞退届出書(様式第4号)に認証書を添付の上、知事に届け出なければならない。

#### (認証の取消し)

- 第11条 知事は、認証企業等が基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他認証企業等として適当でなくなったと認めるときは、当該認証を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により認証の取消しをするときは、理由を付して認証企業等にその旨を通知するものとする。
  - 3 認証の取消しを受けた場合、認証企業等は速やかに認証書を知事に返納するものとする。

#### (所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、保健福祉部子ども子育て支援課において所掌する。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成19年8月20日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成19年12月7日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成21年7月31日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成 21 年 10 月 23 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 30 年度に認証を受けた企業等のうち、常時雇用する従業員の数が 100 人を超える中小企業等については、認証の日から起算して 3 年間は引き続き当該認証を有効とする。

附則

この要綱は、令和元年 7 月 8 日から施行する。